

議 事 日 程 (第5号)

令和6年10月7日(月)午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第73号 | 湖西市いじめ防止対策推進条例制定について   |
| 日程第2  | 議案第90号 | 令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について                                       |
| 日程第3  | 議案第91号 | 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                               |
| 日程第4  | 議案第92号 | 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                                 |
| 日程第5  | 議案第93号 | 令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について                              |
| 日程第6  | 議案第94号 | 令和5年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について                                      |
| 日程第7  | 議案第95号 | 令和5年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                                 |
| 日程第8  | 議案第96号 | 令和5年度湖西市病院事業会計決算認定について   |
| 日程第9  | 議案第98号 | 令和5年度湖西市一般会計補正予算(第5号)  |
| 日程第10 | 議案第99号 | 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について |
| 日程第11 | 請願第2号  | 自己増殖型mRNAワクチン(レプリコンワクチン)中止の意見書の提出を求める請願                        |

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ○本日の会議に付した事件       | 議事日程に掲げた事件と同じ |
| ○出席及び欠席議員          | 出席表のとおり       |
| ○説明のため出席した者        | 出席表のとおり       |
| ○職務のため議場に出席した事務局職員 | 出席表のとおり       |

午前10時00分 開議

○議長（馬場 衛） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は、傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告いたします。

続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二） 議案書の受理について申し上げます。

本日、市長から提出されました議案は1件、総務経済委員会から提出されました議案は1件でございます。その内容は、令和6年度補正予算1件、意見書1件です。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 次に、損害賠償の額の決定及び和解について、教育次長から報告がございます。

〔教育次長 鈴木啓二登壇〕

○教育次長（鈴木啓二） 地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関しまして行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げます。お手元の報告書を御覧いただきたいと存じます。

この損害賠償につきましては、令和6年7月31日水曜日、午前11時15分頃、アメニティプラザ従業員駐車場に公用車を駐車し、下車しようとドアを開けたところ、強風により右隣に駐車中の軽自動車助手席側のフロントドアに当たり、損害を与えた対物事故であります。

このたび、損害賠償として23万8,438円を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分をさせていただきます。

なお、この費用につきましては保険で全額補填されるものであります。

今回の事故は、運転者の注意不足が原因でありますので、当事者を含め、教育委員会各課職員に情報提供し、同様の事故防止の徹底を図ってまいり所存でございます。御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（馬場 衛） 日程第1 議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で福祉教育委員会に付託し、事前に配信してあります福祉教育委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美議員。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。本9月定例会において、当福祉教育委員会に付託となりました議案第73号 いじめ防止対策推進条例制定について、9月26日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 この条例を制定しようとする背景や目的は。

答弁 いじめは、児童などの健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えるものである。そのため、学校、教育委員会におけるいじめ防止などの取組に加え、さらなるいじめの予防、早期発見・解決、深刻化防止のため、市長部局、関係する機関や団体、市民が一体となって総合的かつ効果的にいじめ問題に取り組んでいくことを目的として、市の基本理念やいじめ対策の基本となる事項を定めることにより、市の姿勢を示すものである。

質問 第2条第3項「学校」の定義は、市内の小中学校であり、市外の私立の小中学校に通う児童等や高校生のいじめへの対応は。

答弁 私立の小中学生や高校生のいじめ問題は、在籍する学校が対応し、重大事態が発生したときなどは学校が県へ報告するなどの対応となる。ただし、市へ相談があったときは、まずは話を聞き、状況を把握した中で、適切な機関などへつないでいきたい。市でできることは最大限対応する。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論、

採決、その結果、当福祉教育委員会は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告といたします。

○議長（馬場 衛） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの福祉教育委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、3番 寺田 悟議員の発言を許します。

〔3番 寺田 悟登壇〕

○3番（寺田 悟） 3番 寺田 悟。議案第73号湖西市いじめ防止対策推進条例制定についての反対討論をさせていただきます。

本条例案は、担当課において業務多忙な中、9月定例会の上程に間に合わせるため、短期間に集中的に調査・研究し、作成していただいたことをまずは感謝申し上げますとともに、担当者の方々の御苦勞に敬意を申し上げます。

しかしながら、本条例案の内容では、市民の皆様も御理解・御納得いただけないと考え、市当局の方々には少し厳しいことを言わせていただくことをお許し願いたいと存じます。

まず、本条例案にある定義第2条3号「学校は湖西市立学校設置条例、昭和39年湖西市条例第24号に基づき設置された小学校及び中学校をいう。」、また同条4号「児童等は学校に在籍する児童または生徒をいう。」と定義され、学校は湖西市立の小学校及び中学校に限定されています。よって、この条例でいう児童等は湖西市立の小学校または中学校に在籍している児童生徒のみを対象、想定してつくられていることとなります。湖西市内在住の児童生徒全てが湖西市立の小中学校に在籍し、通学しているのでしょうか。近隣他市町の私立の小学校や、インターナショナルスクール等の、私設の教育機関へ通っている児童生徒はいないのでしょうか。

また、近い将来の部活動地域移行により、当市内の文化系や運動系のクラブに、近隣他市町の児童生徒が所属することや、合同練習することはないので

しょうか。逆に、当市の児童生徒が他市町の文化系、運動系のクラブに所属して、活動することはないのでしょうか。

先日の新聞記事では、静岡県教育委員会が来年1月からインターネット上の仮想空間メタバースに、不登校の小中学生向けの居場所、静岡バーチャルスクールを開設し、試験運用を始めて発表していました。市町の境界を越えたバーチャルの世界では、いじめは起こらないのでしょうか。SNSでは、生成AIで作成したディープフェイクによる中傷誹謗、いじめの社会問題になっています。SNSを使えば、住んでいる地域も通う学校も年齢も関係なく、いじめを行うことができます。幾ら被害者がブロックしても、拡散を止めることがなかなかできません。

昨年6月定例会の一般質問で、私が部活動の地域移行について質問した際の前教育長の答弁では、子供たちのつながりが広域になり、人間関係、トラブル、どういうふうに対応したらよいのか、他校の指導とか、そういった部分にもつながりかねないいろいろな課題がありますなどと答弁し、他校生徒とのトラブル、いじめを既に想定し、懸念した発言でした。万が一、当市在住の児童生徒がいじめの被害者、もしくは加害者の当事者になった場合、本条例案では湖西市立の小学校及び中学校に在籍していない児童生徒が、本条例の対象外ということになります。当市の権限が及ばず、相談のみ受けるだけで何もできない、誰も救うことができないということになりかねません。いじめ当事者のどちらかが当市内に在住していれば、湖西市立の小学校または中学校に在籍していなくても、本条例の対象とすべきであり、当市の児童生徒を救うために、積極的に関与すべきと私は考えます。

そもそも条例とは、各地方公共団体がその管轄圏内に居住または就業等をする者に対して、守るべきルールを定めたものであり、また住民または就業者などは、そのルールによって守られる権利を有する者です。よって、本条例案の学校の定義は、上位法であるいじめ防止対策推進法及び静岡県子どもいじめ防止条例の定義と同じく、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、

中等教育学校及び特別支援学校にすべきと考えます。実際に、先進他市町の条例でそのように定めているところが幾つかあります。この条項以外にも、学校及び学校の教職員の責務第5条では「学校及び学校の教職員は、児童等のいじめの防止等に取り組むため、児童等の状況を把握することに努め、いじめを把握した場合はその解決に向け、速やかに対策を講じなければならない」とされています。この文面を一見すると、学校及び教職員のいじめ防止及び解決への積極的な姿勢が定められているように思われますが、ここで注意すべきは「いじめを把握した場合」、この部分です。これは、はっきりいじめと確定した行為を把握した場合のみに限定しています。本条例名は、いじめ防止対策推進条例としているのですから、いじめ発生後の再発防止だけでなく、未然防止にも注力すべきです。既にいじめが発生しているのであれば、早期解決するよう行動するのは無論のこと、いじめの前兆的行動やいじめを疑う行為の情報を把握した場合に、速やかに先制的、予防的に介入調査して、いじめを未然防止あるいは拡大防止する必要があります。したがって、この部分は「いじめもしくはいじめの疑いを把握した場合」にすべきと考えます。

次に、保護者の責務第6条では「保護者はいじめを正しく認識するとともに、児童等に対し、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるよう努めるものとする」などと、努力義務が記述されていますが、先進的な他市町の条例を見ると、保護者は児童等のいじめを認知した場合、児童等のいじめを防止する。保護者は、児童等のいじめもしくはいじめと思われる行為を認知した場合は、速やかに学校、市もしくは関係機関等に相談、または通報する。当事者児童等の保護者は、市、学校教育機関と協力していじめを防止するなど、保護者の責任を具体的に例示して、積極的な関与を定めています。そのほかにも、被害者及び同保護者に対する支援や経過報告、被害者児童の安全確保及び安心して教育を受けられる環境の確保義務、加害者及び同保護者に対する指導・助言や矯正支援、加害者児童の出席停止などの隔離措置、重大事態への具体

的な対応要領、教職員に対する専門的研修、条例の定期的な見直しなどの条項を、他市町の条例に倣い定めるべきと考えます。

ただいま私が申し上げた内容は、条例案のほんの一部です。本条例案は全15条で構成されていますが、各条、各項ごとに申し上げれば切りがありません。あまりにも中身が薄く脆弱です。浅慮です。本条例案を見る限り、市、教育委員会、学校の逃げ道を残したざる条例としか思えません。当市においても報道発表された重大ないじめ事件があり、今現在も被害者家族は苦しんでいます。

いじめは子供たちの成長過程において起きるため、加害者側に罪意識がなく行われることもあります。それゆえ、周りの大人たちが積極的に関与し、正しい道へ導くことが重要だと考えます。条例は、上位法令に反した内容ではつくれませんが、上位法令で取りこぼされたものを、受皿として受け止め救うことができます。誰一人取り残さない、誰一人取りこぼさない、子供を第一に考えた条例とすべきです。

条例は、地方公共団体にとっての法律です。一度制定し施行されれば、頻繁に改正するものではありません。ましてや議会が一旦、議決、承認したものをすぐに改正するとなれば、議会審議の信用性・信頼性も疑われかねません。時間がないから、スケジュール的に間に合わないから、取りあえず形をつくっておけば、後から何とかなるなどというようなものではありません。

法令には不遡及の原則というものがあります。法令は、施行と同時にその効力を発揮しますが、原則として将来に向かって適用されるものであり、過去の出来事に遡って適用されるものではありません。今ここでこの条例案が可決された場合、この条例の対象から漏れた児童生徒のみにいじめが行われた場合、当市の条例では救われないこととなります。いじめは事件が起こってから条例改正しても、過去に遡って適用されないのです。

湖西市において、いじめ被害による自殺者が出る前に、悲劇が起こる前に、再度、先進市町の同種条例を再調査研究し、湖西市のいじめ防止対策推進条例を実効性のある、いじめを根絶すべき過去のいじ

め被害者が希望を持てる条例にしていだきたいと、強く切望いたします。

時には勇気を持って立ち止まり、やり直すことも大切です。また、本条例案の再考に際しては、教育関係者、有識者のほかにいじめ問題の専門家、子供専門医師、被害者の会、弁護士、警察などの関係機関の専門的意見を広く取り入れていだきたいと思っております。

新条例制定の今こそ、湖西市がいじめを許さない、子供を社会で守る、子供真ん中主義そういう市であり、子育て安全・安心の市、いじめ撲滅の市を宣言し、全国に発信すべきと考えます。

議員の皆様のお承知のとおり、国が定めた法律「いじめ防止対策推進法」、県が定めた県条例「静岡県子どもいじめ防止条例、湖西市教育委員会が作成した「いじめ防止等のための基本的な方針」があります。この基本的方針を見ると、法律や県条例に沿ったすばらしい内容になっています。なぜ、この基本的方針を湖西市の条例に盛り込まないのでしょうか。この基本的方針の根拠となる基本的方針を、実行するための条例にすべきと私は考えます。

以上が私の反対する理由です。どうか、市民を代表されます議員の皆様にも、御自身のお子様やお孫様、身近なお子様が万が一いじめの当事者になってしまった場合を御想像いただき、本議案について一度御熟慮のほどお願い申し上げますとともに、現在、そして未来の子供たちがいじめのない社会で伸び伸びと学習し、成長できる環境づくりのために、皆様の御良識に従い、正しい御英断をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

私の反対討論を終わります

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、6番 加藤治司議員の発言を許します。

〔6番 加藤治司登壇〕

○6番（加藤治司） 6番 加藤治司です。議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についての賛成討論をいたします。

本条例案は、福祉教育委員会に付託され、その審査の中で個々の条文に対する質疑への説明を経た上

で、委員会として可決すべきものと決しました。

委員会における審査でも触れられていましたが、条例には詳細にわたる規定を設けずに、条例以外の規則や他の規定によって、補完しながら有効に機能させればよいと思います。また、委員会においても、当局からそうしていく方向性であることの説明がされております。

この条例案は、過去の重大事案の経験から、湖西市としていじめの予防、早期発見、早期対応、早期解決及び、過去に経験したように、事態が深刻化してしまうことを未然に防ごうとする意志が感じられます。その理念と、いじめに対する今後の湖西市の体制づくりに向けた意思表示という意味で、有効であると理解できる内容であり、その内容自体に不備があるとは思いません。

よって、今後の湖西市のいじめ防止対策の土台となる条例の制定であると評価して、本条例案の制定に賛成いたします。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

次に、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。私は、議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定について反対いたします。

その理由は、内容に対して幾つかございますが、ここでは反対の一番の理由を申し上げます。それは、この条例が市民に寄り添ったものではないと考えるからです。

この条例には、いじめ防止に向けた市のいじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を定めることが明記されていません。時間が経過する中で、既に存在する基本方針が変更されたり、市民に周知されないまま、取組が行われる可能性があります。

条例を読んだ市民が、どのような方針に基づいていじめ対策が進められているのかを理解できるようにするためには、これらの基本方針を定めることを条例に明記すべきと考えます。また、市民や地域団体がいじめ防止に関与する重要性がうたわれてはい

ますが、具体的にどのようにして関与できるのかが曖昧です。市民が自分たちの役割を明確に理解し、積極的にいじめ防止に協力できるようにするためには、具体的な行動指針や研修、活動への支援が明記され、そのための予算措置も明記されるべきと考えます。

市民が理解し、子供たちが参加できる実際に活用できる条例こそが、真の自治体の自主立法であり、いじめ防止に向けた実効性を持つものだと考えます。それゆえに、この新条例が市民に寄り添ったものにしていただくことを切に願います。

以上の理由から、私は議案第73号に反対いたします。以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、18番 二橋益良議員の発言を許します。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。議案第73号湖西市いじめ防止対策推進条例制定について、賛成の討論をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法、平成25年、法律第71号に基づき湖西市いじめ防止対策推進条例を制定するものであります。

いじめは、子供たちの心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与え、生命や身体に重大な危機を生じさせるものであります。そのための予防、早期発見、解決、深刻化防止の対策が求められます。学校、教育委員会、市長部局や関係者と一体となっていじめ問題に取り組むよう、基本理念や基本的事項を定め、総合的かつ計画的な推進を図るべく制定するものであります。

条例については、市、学校及び学校教職員、保護者、市民等及び地域団体等の責務と児童等の心構えによって、湖西市が一体となって取り組む行動姿勢がうかがわれ、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題専門委員会を設置し、条例によっていじめ防止対策推進を積極的に遂行する姿勢がうかがわれる。当福祉教育委員会付託審議についても、賛成多数にて可決されております。日々、変化する多様化社会を捉え、迅速に対応する条例制定を望む必要性から、

本案に賛成するものであります。

以上で終わります。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

次に、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 山本晃子です。議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定に関して、反対の立場で討論させていただきます。

いじめ防止の条例を制定することに関しては賛成ですが、以下2点の理由から反対とさせていただきます。

1、内容が非常に分かりにくいと思います。小中学生のいじめに関する条例ということなので、せめて当事者である中学生が読んで理解できるような内容が望ましいと考えます。

例えば、市長部局の皆さんが視察に行かれた寝屋川市の条例は非常に分かりやすく、是正の勧告も具体的で誰にとっても理解しやすい内容だと思っております。

理由2つ目です。子育て世代の保護者の方から、現状に即していると言えないのではという声を複数いただいております。

以上のことから反対とさせていただきます。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第73号について採決いたします。本案は、福祉教育委員長の報告のとおり原案を可決する賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第2 議案第90号 令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月3日の本会議で決算特別委員会に付

託いたしました。事前に配信してあります決算特別委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長 菅沼 淳議員。

〔決算特別委員長 菅沼 淳登壇〕

○決算特別委員長（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳です。

本9月定例会において、当決算特別委員会に付託されました議案第90号 令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について、9月19日午前9時30分から委員会を招集し、委員16名と関係職員の出席を求め、2日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

委員会の審査の過程においては、細部にわたって多くの質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当決算特別委員会は賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（馬場 衛） 質疑を行います。ただいまの決算特別委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、15番 荻野利明議員の発言を許します。

〔15番 荻野利明登壇〕

○15番（荻野利明） 15番 荻野利明。議案第90号 令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

今地方は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退など多くの課題に直面しています。地方の衰退は、長年の自民党政治が招いたものですが、自公政権はこれに輪をかけて地方壊し、国の制度改悪による社会保障削減や広域連携、集約化と称した都市部での中心市街地への開発と立地の集中、学校や病院、公営住宅をはじめ公共施設の統廃合、縮小を推し進めています。地方自治体が政府の言いなりになって住民に負担を強いるのか、それとも国の悪政から住民を守る役割を発揮するのか、市民の暮らしや営業に本決算がどう対応してきたのか、市民の立場に立った市民に寄り添った決算になって

いるのかが問われています。私は、本決算が市民により寄り添うどころか企業を優先し、市民を置き去りにした決算と言わざるを得ません。

以下、問題点を指摘したいと思います。

第1に、暮らしが大変になっているときだからこそ、自治体が社会保障削減、暮らし圧迫の悪政をそのまま持ち込み住民に負担を強いるのか、それとも住民を守る防波堤としての本来の役割を果たすのかが鋭く問われています。介護報酬を過去最大規模で削減しました。介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させ、介護難民を激増させています。要支援1、2の介護給付の打ち切り、特養ホーム入所の要介護3以上への限定などの改悪も次々と強行されています。生活保護基準の切下げなど、福祉切捨ても強行されています。年金の引下げも行われています。

第2に、大企業呼び込み、大型開発依存の破綻した経済政策か、地域の力を生かす産業振興かが問われています。企業を呼び込めば、そのおこぼれで地域が栄えるという政策の破綻は明らかです。最大の問題は、呼び込みのための大型開発、基盤整備や補助金の大量振り舞いが地方財政を圧迫し、暮らしや福祉、地域にある中小企業や産業のための施策が犠牲にされ、それが地域経済の疲弊に拍車をかけていることです。地域経済を支える住民の消費、地域の産業、企業の活動が呼び込みのために犠牲にされるという本末転倒の事態です。地域に根を張って頑張っている中小企業、産業を応援し、地元の資源を生かした魅力ある事業発展を支援してこそ、若者をはじめとした定住の拡大、人口減対策にもつながり、地方経済と地域社会の持続可能な成長に道を開くことができます。

第3に、今国の誘導の下に多くの自治体が人口大幅減の推計を前提にした、立地適正化計画を立てています。その下で、中心部には行政投資を集中して乱開発をあおる、郊外では公共施設の統廃合などを進める、これでは町の衰退計画でしかありません。

第4に、災害から住民の命と財産を守る防災・減災対策を最優先に取り組むことです。最近では、能登半島地震や豪雨災害など、今まででは考えられなかった災害が起きています。今、全国で大地震や津

波、噴火、異常気象に備える防災・減災対策を促進し、災害に強いまちづくりが進められています。避難計画には高齢者や障害者、住民の安全な避難など地域の防災対策を強化する取組が行われています。同時に、災害時に住民の命を守る地域の医療、福祉のネットワークを強化し、消防、自治体の人員確保を含め体制強化を図ることが急務です。湖西市には地震、津波、豪雨や防風、土砂災害などといった自然災害が予想されます。もちろん想定外も含めた対策が必要です。こうした災害が起きると問題になるのが、職員が足りず対応が遅れたということです。これは非正規職員を大幅に増やし、正規職員を減らしてきたことにあります。湖西市では、こうしたことのないよう十分な職員体制で対応し、市民の命を最優先にした防災対策をお願いするものです。

第5に、行政のデジタル化についてです。デジタル関連法では、国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進を上げ、自治体に対し国が決めたシステムの精度を義務づけました。記載事項や住所からの表記など、統一した標準化したデータのほうが利活用しやすいためです。標準化の対象となっている基盤システムのほとんどが自治事務です。自治事務の処理方法についても義務づけを課し、ひもづけることは地方自治の侵害と言えるものです。市民にとって心配なのは個人情報の漏えいです。デジタル関連法は国、自治体等の行政機関は国内最大のデータホルダーだとして、行政保有の個人のデータを企業に開放し、もうけのネタとして企業の利益につなげるためのものです。

もう一つは、デジタル技術を使える人と使えない人との間で、行政サービスに格差があってはならないことは当然です。高齢者や障害者は、なかなかマイナンバーに近づくことができません。こうした人を置き去りにすることは許されません。また災害時、停電や水没したら、デジタルが機能しないことを考えても、アナログ対応というのは安定的手段です。デジタル化を推進するとともに、対面窓口での相談事業を拡充し、住民の選択肢を増やすことが必要です。

主な点について指摘をしましたが、私は長引く不

況と財政難のときこそ、市民の暮らしや営業、福祉を守ることが最優先されなければならないと考えます。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。議案第90号 令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論をさせていただきます。

令和5年度湖西市一般会計の歳入においては、前年度繰越金の増加の一方で、市税の減少や普通交付税不交付など歳入総額が減額となる中で、財政運営面において、市の貴重な財産であります財政調整基金を確保しつつ、前年度に続きさらに公共施設整備基金を積み増しすることができており、将来に向けて財政の健全性と継続性についても考慮されていると言えます。

こうした状況の中、歳出においては時代の変化や多様なニーズに応えるため、限りある財源を効率的で効果的に活用することを職員一人一人が意識し、適正な予算の執行に努められています。

内容につきましては、物価高騰などによる影響への支援及び経済的緩和として、消費喚起事業や学校給食費等物価高騰対策事業など13回の補正予算がなされ、時期を逸することなくスピード感を持って対応しています。

建設事業は、バッテリーロード、バッテリーパークの整備及び環境センター再稼働工事など大型事業を行い、また、教育環境整備では新居小学校トイレ改修や鷺津中学校長寿命化改修事業など、着実に事業を進めています。

決算内容につきましては、当局からの資料の配付や2日間にわたる決算特別委員会で、各担当者からの答弁や報告を聞き慎重に審議いたしました。その内容は適切であり、監査委員からも適正であるとの報告がなされております。

引き続き、湖西市の持続可能な発展に向け、効率的で安定した市政経営をしていただくことを期待い

たしまして、私は令和5年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定に対し、原案どおり認定することに賛成するものでございます。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第90号について採決をいたします。本案は、決算特別委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（馬場 衛） 起立多数であります。したがって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第3 議案第91号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で総務経済委員会に付託いたしました。事前に配信してあります総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 滝本幸夫議員。

〔総務経済委員長 滝本幸夫登壇〕

○総務経済委員長（滝本幸夫） 総務経済委員長の滝本でございます。

本9月定例会において、当総務経済委員会に付託されました議案第91号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月25日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その結果の概要と結果を報告いたします。それでは読み上げます。

質問 令和5年度高額医療費が、令和4年度と比較して1,078万6,000円増加している要因とは。

答弁 主な要因は、医療の高度化及び高齢化である。対策としては、当市の令和5年度の入院・外来の両方を合わせた医療費分析を見ると、1位が透析を含む慢性腎臓病、2位が糖尿病となっており、糖

尿病は人工透析に移行する主な原因疾患であるため、糖尿病教室をはじめ糖尿病性腎症重症化予防プログラムを医師会や専門家、薬剤師会と連携しながら推進し、重症化の予防に取り組んでいる。また、慢性腎臓病は高血圧とも関連が深いため、高血圧の重症化予防として健診の受診勧奨や未受診者に対する保健指導を実施していく。

質問 6款2項1目データヘルス計画作成支援とは、どのような支援を行ったか。

答弁 健康データの分析と高血圧予防の取組を通じ、健康課題の解決を目指す支援を行った。

健康データの分析では、過去5年間の特定健康診査の結果データやレセプト、診療報酬明細書データを業者に委託して分析し、医療費や健診結果から健康課題を抽出した。

高血圧予防としては、高血圧の重症化予防を目的に、昨年度の特定健診でⅡ度高血圧以上に該当した対象者のうち、未受診者に対してアンケート調査を行い、医療機関で受診した人には測定機器の貸出しを実施し、さらに4か月間、継続的な保健指導を実施した。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当総務経済委員会におきましては賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（馬場 衛） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、15番荻野利明議員の発言を許します。

〔15番 荻野利明登壇〕

○15番（荻野利明） 15番 荻野利明。議案第91号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万世帯、全加入

者の15%を超えています。湖西市でも短期保険証が271件、資格証明書が25件、資格証明の場合、医療にかかるると10割負担が課せられるため、医療にかかることができません。加入者の1人当たりの平均保険料は、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合けんぽの1.7倍という水準です。高過ぎる保険税を引下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めました。もともと現行の国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険税に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要があると認めていました。ところが、1984年の法改定で国保の定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになります。国保に対する国の責任後退と、国保の購入加入者の貧困化・高齢化が進む中で高騰が止まられなくなったのです。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割・平等割という保険税算定です。被用者保険の保険税は収入に保険税率を掛けて計算するだけで、家族の人数や保険税に影響することはありません。ところが、国保税は所得に保険税率を掛ける所得割、世帯人の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる均等割を合算して計算されます。今回、資産割が廃止されたことは評価するものです。同時に、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている均等割・平等割についても廃止し、逆進的な負担をなくして所得に応じた保険税にするべきです。全国で均等割・平等割として徴収されている保険税額はおよそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、

均等割・平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会けんぽ並みの保険税にすることができます。その上で、所得割の保険税率の引下げや各自自治体の負担軽減の取組も進め、所得に応じた国保税への改革を進める必要があります。

最後に、マイナンバー制度と健康保険証の問題です。国は、2024年秋に向けてマイナンバー法等の一部改正法を成立させ、現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進しています。そもそも、マイナンバーカードの取得は任意であるはずなのに、健康保険証と結びつけることで任意ではなくなり、マイナンバーカードの利用が供与されます。マイナンバーカードに他人の情報がひもづけられ、オンライン資格確認ができる無保険扱いで10割負担になるなど、トラブルが相次いでいます。大体、紙の保険証に何の問題もないのに一体化を進めることこそ大問題です。

以上の理由で反対といたします。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、9番 福永桂子議員の発言を許します。

〔9番 福永桂子登壇〕

○9番（福永桂子） 9番 福永桂子です。私は、議案第91号 令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は就労形態の変化、医療の高度化などが進む中、国民健康保険事業の広域化によって安定的な財政運営を図り、将来にわたり持続可能で安心して医療が受けられる制度の確立に向けた取組が求められています。

歳入に関しては、国民健康保険税の適切な軽減措置が行われていることと、県支出金において当初予算額と決算額が乖離している理由が被保険者の減少などによるものであることなどを確認できました。

歳出に関しては、療養給付費の令和5年度分の診療分の額が令和4年分よりも5,733万2,802円の増額となっておりますが、これは医療の高度化や高齢化の進展などが主な原因であると考えられることと、その対策として健診結果や医療費データの分析を基

に、高血圧や糖尿病予防等の健康課題解決に対する取組を行っていることなども報告を受けております。

このようなことから、湖西市は国民健康保険事業の健全な運営に最大限の努力をしているものと評価し、本案の認定に対し賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第91号について採決をいたします。本案は総務経済委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手多数であります。したがって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時25分とさせていただきます。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（馬場 衛） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（馬場 衛） 日程第4 議案第92号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で福祉教育委員会に付託いたしました。事前に配信してあります福祉教育委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美議員。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。

福祉教育委員長報告、議案第92号。

本9月定例会において、当福祉教育委員会に付託となりました議案第92号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月26

日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 介護サービス等給付費が増加している要因は。

答弁 介護認定者数の増加などにより、訪問型、通所型、入所型サービス等いずれも増額となった。中でも、地域密着型サービスにおいては、令和5年4月から認知症対応型共同生活介護、グループホームが新たに開設したことにより、約6,100万円の大幅な増となった。

質問 介護予防生活支援サービス事業（総合事業）が減少している要因は。

答弁 この事業は、国の地域支援事業費交付金を財源としており、事業費が国の定める上限額を超過している。このため、事業費低減を国から指示されており、今後、超過分が市の負担となることが考えられる。この状況を改善すべく、国・県・外部アドバイザーの協力の下、地域づくり加速化事業において介護サービス計画の立て方の指導の結果、給付費減という形で効果が現れ始めた。一方で、総合事業のサービスを利用できなくなった人のための一般介護予防事業を検討している。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当福祉教育委員会は全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（馬場 衛） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの福祉教育委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第92号について採決をいたします。本案は、福祉教育委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第5 議案第93号 令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で総務経済委員会に付託いたしました。事前に配信してあります総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 滝本幸夫議員。

〔総務経済委員長 滝本幸夫登壇〕

○総務経済委員長（滝本幸夫） 総務経済委員長の滝本幸夫です。

本9月定例会におきまして、当総務経済委員会に付託されました議案第93号 令和5年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを読み上げます。

9月25日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 保険料収入において、普通徴収保険料が令和4年度と比較し、1,425万2,000円減少しているが要因は何かと。

答弁 令和5年度から保険料の軽減基準が拡大されたことにより、特別徴収での被保険者が増えたためである。令和5年度において、保険料を特別徴収で納付した方は7,442人、82.1%であった。また、普通徴収で納付した方は1,619人、17.87%であった。

なお、令和4年度は特別徴収7,068人、81.87%、普通徴収1,565人、18.13%であった。

質問 1款2項、保険料収納状況が上がった理由は。

答弁 理由としては、主に3つが考えられます。

1つは、新規加入者の口座振替推進である。新規加入者に対して口座振替を積極的に推進し、自動的に保険料が引き落とされるようにすることで、納付漏れの件数を削減した。

2つ目に、電話催告の実施である。催告書を送付する前に電話で催告を行い、早期納付を促すことで

滞納を抑止した。

3つ目に、臨戸訪問による対応である。納付の約束を守らない滞納者に対して、繰り返し自宅を訪問し、直接話し合うことで自主納付を促した。

これらの職員の努力により、収納率が上昇し、前年度比で最も収納率が上昇した市として、令和5年度には県下での保険料収納率の上昇部門で表彰を受けた。

その他にも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当総務経済委員会は全員賛成にて原案のとおり認定するものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 総務経済委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第93号について採決をいたします。本案は、総務経済委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第6 議案第94号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で建設環境委員会に付託いたしました。事前に配信してあります建設環境委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、建設環境委員長の報告を求めます。建設環境委員長 土屋和幸議員。

〔建設環境委員長 土屋和幸登壇〕

○建設環境委員長（土屋和幸） 建設環境委員長の土屋和幸です。

本9月定例会において、当建設環境委員会に付託

されました議案第94号 令和5年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について、9月27日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 下水道使用料が前年度と比べて増収になった要因と今後の見通しは。

答弁 接続戸数と接続済み人口の増加により、下水道使用料が前年度比1.5%増加した。今後は、令和5年度に開催した審議会での意見を踏まえ、5年間は料金改定を行わない予定である。料金改定の先送りが世代間の不公平や、過度な料金高騰につながるよう、計画的な管渠の整備と効率的かつ効果的な事業の運営を図る必要がある。

質問 下水道事業経営の現状と今後の見通しは。

答弁 下水道は、整備が完成するまでに多額の投資が必要となるが、現在、使用料収入が伸び悩んでいる。また、回収すべき汚水処理に要する費用単価が使用料単価を上回っており、企業債や一般会計繰入金への依存度が極めて高い。今後も人口減少等に伴う厳しい経営環境が考えられ、将来の見通しの定期的な検証と収支構造の適正化を行い、下水道サービスを継続して提供することが重要と考える。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当建設環境委員会は全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 建設環境委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの建設環境委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第94号について採決をいたします。本案は、建設環境委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第7 議案第95号 令和5年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で建設環境委員会に付託いたしました。事前に配信してあります建設環境委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、建設環境委員長の報告を求めます。建設環境委員長 土屋和幸議員。

〔建設環境委員長 土屋和幸登壇〕

○建設環境委員長（土屋和幸） 建設環境委員長の土屋和幸です。

本9月定例会において、当建設環境委員会に付託されました議案第95号 令和5年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、9月27日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 令和5年度に実施した工事の概要は。

答弁 令和4年度から繰越しされた水源改良工事を1本行った。また、配水管拡張工事は令和4年度からの繰越しを合わせて11本が完成した。令和5年度に発注した工事の内訳は、アセットマネジメント計画に基づいた工事が5本、市の事業施工に合わせた工事が5本、漏水箇所の改善事業が1本、路線の舗装本復旧工事が3本である。

質問 水道スマートメーターの設置状況は。

答弁 令和5年度は新所原地区の一部、住吉地区及び浜名川から東側に4,258個のスマートメーターを設置した。通信状況でもデータの取得が問題なくできており、検針業務の効率化が図られている。現在は、合計6,284個（計画個数の24.5%）のスマートメーターが設置されている。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当建設環境委員会は全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 建設環境委員長の報告は終わ

りました。

質疑を行います。ただいまの建設環境委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第95号について採決をいたします。本案は、建設環境委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第95号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第8 議案第96号 令和5年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案は、9月18日の本会議で福祉教育委員会に付託いたしました。事前に配信してあります福祉教育委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美議員。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。福祉教育委員会委員長報告、議案第96号。

本9月定例会において、当福祉教育委員会に付託となりました議案第96号 令和5年度湖西市病院事業会計決算認定について、9月26日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 入院収益が22%増加した要因は。

答弁 常勤医師が増えたことにより、入院患者が増加したこと。地域包括ケア病床の病棟化により、入院延べ患者数が増加したことなどが要因で増収となった。

質問 コミュニティホスピタルの実現に向けて、取組はどのような体制で行ったか、その成果は。

答弁 総合診療医を育成する研修施設となるため、常勤医師5名が総合診療専門医研修に係る特任指導医の資格を取得した。藤田医科大学の総合診療専門医研修プログラムの連携施設として登録され、豊田地域医療センター及び浜松医科大学医学部附属病院の連携施設登録申請も行った。また、地域包括ケア病床11床を病棟化47床にし、急性期の診断・治療が落ち着いた患者の回復を積極的に診ていくことを明確化した。病床の稼働率向上のため、診療所・病院などの紹介元から転移先、施設、在宅などへの退院調整まで一連の調整を行う地域・利用者支援センター「絆」を設置した。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当福祉教育委員会は全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（馬場 衛） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの福祉教育委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第96号について採決をいたします。本案は、福祉教育委員長の報告のとおり原案を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

○議長（馬場 衛） 日程第9 議案第98号 令和6年度湖西市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第98号につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,465万円を増

額をし、総額を262億5,622万円にしようとするものでございます。

補正予算の内容といたしまして、衆議院議員選挙と静岡県議会議員選挙の執行に係る経費を計上、また8月27日から9月2日にかけての台風の影響に伴う災害対応に予備費を充用したため、今後の災害等に備え予備費を増額するものでございます。

財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、繰入金金を充て対応するものでございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第3項の規定に基づいて、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第98号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第10 議案第99号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長 内山浩二朗読〕

○議長（馬場 衛） 総務経済委員長に、提案理由の説明を求めます。

〔総務経済委員長 滝本幸夫登壇〕

○総務経済委員長（滝本幸夫） 総務経済委員長の滝本です。議案第99号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、意見書案を朗読し提案理由に代えさせていただきます。

東海地震及び東南海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要があるが生じている。

したがって、東海地震及び東南海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月7日提出。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）宛てに、静岡県湖西市議会より提出したいと思います。

以上、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 衛） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、議案第99号について採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手全員であります。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（馬場 衛） 日程第11 請願第2号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件は、9月3日の本会議で福祉教育委員会に付託いたしました。事前に配信してあります請願審査報告書のとおり報告されております。

ここで、福祉教育委員長の報告を求めます。福祉教育委員長 佐原佳美議員。

〔福祉教育委員長 佐原佳美登壇〕

○福祉教育委員長（佐原佳美） 13番 佐原佳美でございます。福祉教育委員会、請願第2号、請願審査報告を委員長としてさせていただきます。

本9月定例会において、当福祉教育委員会に付託されました請願第2号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願について、9月26日午前10時より委員会を招集し、紹介議員に出席を求め慎重に審査をいたしました。

請願第2号について、各委員から述べられた意見の主なものについて報告させていただきます。

採択とすべきものとする意見 開発国であるアメリカや臨床実験を実施したベトナムは、レプリコンワクチン未承認であり日本のみ承認していること。各種団体が反対の意思表示をしており、危険なワクチンと考える。

不採択とすべきものとする意見 レプリコンワクチンの有効性・安全性について、確認の上、国は薬

事承認していること。レプリコンワクチンの危険性に対する科学的根拠がはっきり示されていないこと。ワクチン接種は個人の自由な選択であること。

そのほかにも意見がございましたが、討論の後、採決の結果、当福祉教育委員会は反対多数にて不採択とすべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（馬場 衛） 福祉教育委員長の報告は終わりました。

質疑を行います。ただいまの請願審査報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されておりますので、2番 山本晃子議員の発言を許します。

〔2番 山本晃子登壇〕

○2番（山本晃子） 2番 参政党 山本晃子です。請願第2号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願書につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

厚生労働省によると、令和6年9月26日現在、新型コロナウイルスによる健康被害救済制度認定件数は8,180件、死亡認定件数843件と多くの被害が生じているという前提があります。私が請願に対し賛成とする主な理由は、以下4つでございます。

理由1、医師480人、歯科医師190人、獣医師82人、その他の医療従事者893人、合計1,645人から成る全国有志医師の会が、レプリコンワクチンの使用に関し、以下の3つの理由により反対を表明していること。

1つ目の理由、次世代型などと呼ばれているが、mRNA、LNPというプラットフォームを応用している点は、従来のmRNAワクチンと変わりなく、LNPが激しい炎症反応を引き起こすとともに、スパイクタンパクも血栓症を誘発するなど、様々な毒性が指摘されています。また、スパイクタンパクを発現した細胞は、自己の免疫から攻撃を受け、様々な自己免疫疾患や細胞障害、臓器障害を引き起こすことも明らかになっています。それゆえ、レプリコ

ンワクチンにも、従来のmRNAワクチンと同様の健康被害が起こることは十分に予想されます。

国の副反応疑い報告の報告数や、予防接種健康被害救済制度の申請数を見ればお分かりいただけるとおり、mRNAワクチンによって、ワクチン史上最大の健康被害が起こっていることは明白です。にもかかわらず、その真相究明や被害救済を置き去りにしたまま、新規機序のワクチンを実践投入することは許されるものではありません。

2つ目の理由。レプリコンワクチンは、従来に比べ少量摂取で済むため、副作用が少ないかのように言われています。しかし、mRNAの自己増幅やスパイクタンパクの産生がどれくらいでストップするのか十分に分かっていません。人によっては、従来のmRNAワクチンにより、大量のスパイクタンパクが産生されてしまい、これまで以上の重篤な健康被害が及ぶ危険性も十分に予想されます。

3つ目の理由です。レプリコンワクチンによって、産生されたmRNAやスパイクタンパクが細胞膜の一部をまとめて、エクソソーム等として飛び出し、ウイルスが感染するように非接種者にも広がってしまうと指摘する研究者もいます。そうした現象がどれくらいの頻度で起こり得るのか、解明されてはいませんが、懸念が十分に払拭されているとは言えません。

これらの理由から、全国有志医師の会がレプリコンワクチン使用に反対をしています。

続いて理由2つ目です。2週間ほど前、Meiji Seikaファルマの複数の社員によって、「私たちは売りたいくない、危ないワクチン販売を命じられた製薬会社現役社員の慟哭」という本が出版されました。発売されすぐに売り切れ、アマゾンでは売上げ1位となっているこの本は、ワクチンを日本で一番販売してきたMeiji Seikaファルマの複数の現役社員が全力で警鐘を鳴らすという異例の本です。影山晃大さんという26歳の健康で大変優秀なMeiji Seikaファルマの社員が、ファイザー社の新型コロナワクチンを2回接種した3日後に、急性心機能不全で亡くなったことがきっかけとなり出版された本です。

Meiji Seikaファルマの社員として、新型コロナワクチンに対し、様々な疑いを持っていることが書かれています。また、自己増殖型レプリコンワクチンに関しては、長期的な安全性が高いと言える根拠はありますかと聞かれた場合、示せるデータはなく、接種後3年から5年程度の臨床試験結果さえも出ていない状況で、安全性に自信を持つことなどできません。「安全です」と言えようそになりますと書かれています。

さらに、レプリコンワクチンで唾液や血液、汗、尿を介し、mRNAやスパイクタンパク質等が体外へ排出され、人から人へ伝播、シェディングが生じるかという問題に関しては明確な答えはないものの、既存のmRNAよりは、そのリスクが高いとは言えそうである。なぜなら、人の細胞内でRNAが自己増幅されるという仕組みは、実はウイルスが持つ特徴そのものだからです。言うなれば、レプリコンワクチンは疑似ウイルス的な側面があり、近くにいる未接種者への影響がないとは断言できないと書かれています。

次に理由3つ目です。本年8月7日に一般社団法人日本介護倫理学会から、新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念、自分と周りの人々のためにと題する緊急声明が発表されています。レプリコンワクチンが開発国や先行治験国で認可されていないという問題、シェディングの問題、将来の安全性に関する問題、インフォームド・コンセントの問題、接種勧奨と同調圧力の問題、これらのことから安全かつ倫理的に適切なワクチンの開発と普及を強く指示するものではあるが、そのいずれも担保されていない現段階において、拙速にレプリコンワクチンを導入することは、深刻な懸念を表明するという緊急声明が出されています。

続いて、理由4つ目です。今月10月1日に、2022年夏の甲子園で南北海道代表として初出場した札幌大谷学園理事長が、大学と中学校、高等学校の公式サイトを通じ、「新型コロナワクチン、レプリコンワクチンの接種について」という声明が出されました。

レプリコンワクチンについて、今までのワクチン

とは全く異なる全人類に初めて使用された遺伝子製剤と説明し、自己増殖型mRNAワクチン、レプリコンワクチンの接種については、あくまでも個人の判断に委ねるとするものの、本学園の全関係者におかれては、いま一度、自己増殖型mRNAワクチン、レプリコンワクチンについては正確な情報を得た上、このワクチンが持つ強い炎症反応と免疫低下の危険性及び安全性・倫理性の大きな問題点を念頭に置き、慎重なる判断と御決断をいただきますよう強く望みますと呼びかけています。これほどまでに問題視されているワクチンです。

先日の福祉教育委員会では、武見前厚生労働大臣が安全だと言ったから、問題ないという理由で反対されていましたが、そもそも前提として国が危険というものを摂取させるはずはありません。薬害とはそういうものではないのでしょうか。サリドマイド、スモン、HIV、これらの薬剤は全て国は安全だと言っていたものです。また、科学的根拠がないという反対理由もありましたが、科学的根拠よりも被害状況で判断すべきではないのでしょうか。

これほどまで多くの方が亡くなり、健康被害を受けている状況以上の根拠が果たしてあるのでしょうか。市民の皆様、ユーチューブを御覧の皆様、新型コロナワクチン接種に関しましてはしっかりと調べていただいて、御自分の頭できちんと考えて接種するかしないかを決めてください。テレビが言うから、お医者さんが勧めるからという理由で接種しないでください。

議員の皆様には、どうか感情論で判断せず国民の健康と生命を守るという視点でお考えいただきたく思います。地方議会から声を上げていく、そのための賛同を議員の皆様にも求めたいと思います。

これをもちまして、私の賛成討論を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

お昼を過ぎておりますが、日程第11の最後まで審議したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） ありがとうございます。

それでは、次に10番 菅沼 淳議員の発言を許します。

〔10番 菅沼 淳登壇〕

○10番（菅沼 淳） 10番 菅沼 淳です。私は、本請願については、原案に反対の立場で発言をいたします。

先ほど、不採択の説明がありました福祉教育委員長とおおむね同様ではありますが、まず1点目としてワクチン接種は命を守る重要な手段であり、レプリコンワクチンについては国が有効性・安全性を確認の上、薬事承認をしていること。2点目として、現時点においてレプリコンワクチンの危険性、また有害事象が発生するとの科学的知見がなく、調査もされていないこと。最後に、ワクチン接種の選択は個人の自由な判断であること。

以上を理由として、原案に反対するものであります。ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は反対討論でした。

次に8番 三上 元議員の発言を許します。

〔8番 三上 元登壇〕

○8番（三上 元） 三上 元でございます。私は、賛成の討論をさせていただきます。

第1の理由は、この3年半以上にわたるワクチンは、今までのワクチンと比べて極めて危険性が多いということが、数値の上で明らかになっているからであります。その中で、あえてここで新型のワクチンを日本が率先して行うような理由は、全く見当たらない。これが第1の根拠となる反対理由でございます。

2つ目は、臨床テストの期間があまりにも短過ぎる中での承認であると、なぜそんなに急がなければならないのかが分かりません。今まで日本が他国に追従するだけだったから、そろそろ日本も率先してやろうかなどという考えがあって、こんなことになってしまったのではないかというような気がいたします。もっとちゃんとした実験をすべきだと思います。

3つ目の反対理由は、臨床実験をしたベトナムでも認可されておられません。開発した会社があるアメ

リカも認可しておりません。日本が承認した後、他国の追従も全くありません。日本は、世界から信用されていないなとしか思えないぐらいの状況でございます。

4つ目の反対の理由は、各種団体がこれだけ反対声明を上げていることに対して、びっくりするほどのあちこちからの反対でございます。その中で特に私が思ったのは、お医者さんというのはいろいろ国から補助されたり支援されていますから、国に反対するということはなかなかできないものなんです。ところが、全国有志の会の医師の数は480人です。480人の医師の方々が、切ない声を上げるということは相当な迫力だというふうに考えざるを得ません。私のよく知っている人間も、三上さんこれだけはやめようねというふうに私にメールを打ってきております。

5つ目に反対の理由は、Meiji Seikaファルマの社内から内部告発の本が出たということを、つい最近知ったわけでありましたが、あっという間に売り切れる人気だと。そのタイトルが私たちは売りたいくない、開発した会社の社員がそう告発してるわけです。これは社内における、いわゆる冷たい目で見られる、会社を潰すのか、会社に恥をかかせるのか、こういう冷たい視線というものを覚えることは当たり前であります。それを承知けれども、人類のため、日本のために立ち上がろうという人たち、それは1人の健康な仲間の社員が、仲間が死んだんです。黙ってられないじゃないですか。内部告発っていうのは命がけなんです。

兵庫県は内部告発した後、自殺したじゃありませんか。それぐらいに内部告発というのは大変なものであります。

以上、5つの理由で賛成いたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（馬場 衛） ただいまの討論は賛成討論でした。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（馬場 衛） 以上で討論を終わります。

それでは、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択でした。請願第2号を採択することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（馬場 衛） 挙手少数であります。したがって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

---

○議長（馬場 衛） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、令和6年9月湖西市市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後0時17分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 馬 場 衛

署名議員 相 曾 桃 子

署名議員 山 本 晃 子